

令和4年度第12回

下松市農業委員会総会議事録

令和5年3月14日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和4年度第12回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和5年3月14日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)
 - 会長 5番 清水 守
 - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
 - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結
 - 7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
 - ・出席(6人)
 - 1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫
 - 5番 弘中 健治 6番 松村 将吾
 - ・欠席(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)
 - 議案第4号 農業委員会による最適化活動の推進等について
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第3号 非農地証明交付申請の承認について (市街化区域)
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 内山 教雄
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

第12回 定例総会 会議の概要

- 事務局 ただ今より3月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。それでは議長お願いします。
- 議長 皆さん、おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と山岡喜久吉委員をお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願いたします。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●●及び●●●●●●●●●●●●の2筆です。地目はすべて登記簿及び現況とも田、農振区分は農振農用地域外。面積は、それぞれ2,089㎡、3,874㎡で、計5,963㎡。申請人は、●●●●さん、転用目的は植林です。参考までに、●●さんは令和4年2月に、隣接する8,214㎡の3筆の農地に植林の許可申請をされ、本農業委員会総会及び常設審議委員会で許可されましたので、植林を開始され既に終了しています。今回の2筆は、もともと農用地区内農地でありましたので、同時施工することができず、農振除外の手続きを待って、この度植林を行おうとするものです。調査報告は藤井康之推進委員です。よろしくお願いたします。
- 議長 藤井康之推進委員、お願いします。
- 藤井(推)委員 それではご報告いたします。5ページをご覧ください。県道●●●●●から市道●●●●、●●●●がございませぬ。その●●●●の入り口から600m行った所に申請地がございませぬ。2筆で5,963㎡ありませぬ。●●さんは後継者がなく、耕作を継続することが不可能な為、植林をするということでございませぬ。事業計画を立てておりませぬ、杉を1,500本、檜を1,500本植林して管理するということでございませぬ。以上でございませぬ。
- 議長 藤井康之推進委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありませぬましたが、ご意見がございませぬしたらお願いたします。どなたかございませぬせんか。
- 近藤委員 高齢で耕作出来ない人が管理は出来るのでしょうか。
- 事務局 植林は森林組合にお願いされるそうです。
- 議長 管理も全部任せるのだと思ひませぬ。他にございませぬせんか。意見もないようです

決をします。議案第3号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。では藤田善江委員お戻りください。

(藤田善江委員 着席)

次の2件はまとめて採決します。
事務局お願いします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。受付番号2番。土地の所在は大字●●●●●●●●一●及び●●●●●●一●の2筆、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域、面積は順に2, 737㎡、1, 824㎡で計4, 561㎡、利用権を設定する者は●●●●●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●●●さん。内容は賃貸借で、期間は5年、新規になります。調査報告は河村真弓委員です。

続いて受付番号3番。土地の所在は大字●●●●●●●●、地目は登記簿田、現況畑、農振区分は農用地区域外、面積は1, 309㎡。利用権を設定する者は●●●●●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●●●●●●●さん。内容は使用貸借で、期間は10年、新規になりますが、使用貸借から賃貸借への変更になりましたので実質的には再設定になります。調査報告は山岡喜久吉委員です。
よろしくお願いします。

議長 では受付番号1番について、河村真弓委員、お願いします。

河村委員 では受付番号2番のご報告いたします。3月8日に現地に参加して●●さんにお話を伺いました。場所は21ページになります。●●の●●地区の地図なのですが、黒く塗ってある所が現地になります。今回提出されています設定が新規になっていますけれど、これは利用権を設定する方が新しくなられた為です。●●さんは以前もここを耕作しておられます。また引き続き耕作をされるという事で、問題はないと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 はい。続いて山岡喜久吉委員、お願いします。

山岡委員 それでは受付番号3番のご報告いたします。これにつきましては新規になっておりますけど、今までは賃貸借だったのを使用貸借にするという種類が変わり

ました為です。実質は再設定でございますので問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

受付番号3番について、先日私も●●さんとお話しましたが、寒くて果樹はうまく育っていないと。別のものを考えたいという事で、やる意思はあることを確認しました。

はい、他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号2番、3番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号2番、3番は原案の通り承認致します。次、事務局をお願いします。

事務局 議案第4号農業委員会による最適化活動の推進等については、机上配付いたしております。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の中で、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、農業委員会は、同法第7条に規定される農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないと規定されています。事務局の方で、案を作成しておりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。案の詳細については、河本がご説明いたします。

それでは説明いたします。まず「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の2ページをご覧ください。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 です。

現状の管内の農地面積は359haです。こちらは、令和4年耕地及び作付面積統計での下松市の農地面積299haと令和4年度農地パトロールで判明した遊休農地の面積60haを合算したものとなります。

次に10年後の目標は、遊休農地の割合を1%以下にすること、また農地面積は現在農地転用等につままして年平均約6ha減少しているところから、遊休農地を含めた管内の農地面積を235ha、遊休農地面積を2ha減少するという形で設定しております。

次に

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 です。

現状の管内の農地面積は299ha、集積面積は25haです。

10年後の目標は、農地の集積率を国の指針で80%以上にすること、また

農地面積そのものが先ほどお伝えしましたが、年平均約6ha減少していることから、管内の農地面積を233ha、集積面積を186.4haにしております。

次に、

担い手の育成・確保 です。

まず現状は総農家数が482戸、担い手につきまして、認定農業者が9経営体、認定新規就農者が1経営体、基本構想水準到達者が1経営体、特定農業団体、その他の集落営農組織が1団体です。

まず総農家数は、農林業センサス2020の数字に基づいております。担い手の現状の数字は、市農林水産課より情報提供を受けております。

なお今後の目標数値は総農家数が362戸、担い手につきまして、認定農業者が19経営体、認定新規就農者が11経営体、基本構想水準到達者が11経営体、特定農業団体、その他の集落営農組織が1団体としております。

総農家数は過去10年間で農林業センサスによりますと、半減しております。農家数の減少を抑制するというねらいもありまして、現状の25%減、担い手は特定農業団体、その他の集落営農組織を除き、1年に1経営体を増やすことを目標として、市農林水産課と協議して決定しております。

最後に、

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 です。

こちらについては現状の新規参入はございませんが、今後10年後の目標として10年間で新規参入者数を個人10人、法人2法人として設定しております。なお、取得面積としましては、下松市の農地取得下限面積は20アールを参考にしています。

説明は以上となります。

議 長

この件について、ご意見がありましたら出して下さい。

金藤(推)委員

今も令和5年度の予算審査をしているところで、先般農業委員会も審査を終えたところですが、上位法を変えることによって、各自治体の組織が狭められていくという感じになっていますよね。下松市においても、農林水産課、農業振興を推進していこうという課があるけれど、人とお金が配置されていないということで、予算委員会にも相当言ったのですが、そういったところで農業委員会の事務局の体制を整えて欲しいという声をぜひ上げて欲しいんですよね。私もお願いはしているところです。これだけ膨大な作業の中で、これだけの人では出来ませんよ。中には農業委員会は何をしているか分からないという声もありましたからね。農地パトロールをちゃんとやって、毎月総会もやって議案を処理している。本当に厳しいと思いますよ。10年で10人新規就農者をと書いてありますが、だったら担当課の農林水産課がどういった農業振興確保を出しているのかといたら、何も出していないわけですよ。農業委員会だけ、毎度毎度やっている姿は、誰も分かってない。もっと会長も皆さんにもお願い

したいのは、農業委員会として農地を守る、農業振興を進めていく、担い手を作るために何が必要かを行政に訴えて欲しいと思います。よろしくお願いします。

議 長 昨年の10月に要望書を出しておりますけれど、これに対し何の回答もないのですが、引き続き追及しながら、新年度になったらまた要望書、或いは陳述書を出していきたいと、声を大きくして現状を訴えたいと思っております。

小林(推)委員 ●●●は最近、随分力を入れて就農者を増やしていますよね。農林水産課で補助金制度の大きいもの。条件はありますがね。そういうのを沢山立ち上げていますよ。

金藤(推)委員 もっと真剣に農地を守る、林業を守る、山を守るというところに持っていかないと潰れますよ。そのぐらい危機感を持ってやらないとだめだと思いますよ。そのあたりを農業委員会で一致して意見を出していただきたいと思います。

議 長 下松市の現状をきちっと把握する、このことから基本が始まると思います。ご承知のように下松市内の圃場は2カ所。他市は何か所もやっていて、完全に遅れているわけです。これをどう立て直すかは広すぎてやれるもんじゃないと思いますが、それでもやらざるを得ない。形状がしっかりしてないと効率が悪い。そういった所に新しい担い手が発生するのかと。現状を変えて欲しいとお願いしていくしかありません。目標を高く上げるのは支障はありませんが、認定農業者が現状よりも5割くらい増えればいいと私は思いますが、なかなか難しいと思います。農業委員会もタブレットが導入されましたが、農地パトロールの合理化も進めていけばいいかなと思っております。

内 山 委員 指針の策定をしなければいけないと作られたと思うのですが。さっきから説明があるように、厳しくない数字を上げているという事でしたが、現実に照らし合わせると、なかなか厳しい、ため息のするような数字なわけですが。やっぱり人だと思うんですね。やる気のある人を見つける、育てるということをしなないと、なかなかこの数字が達成できないと思うんですよ。その意味で担い手と新規参入を上げられているので、これで非常にいいんじゃないかと思えます。たださっきから話が出ているように、非常に環境は厳しいので、そこを担い手と地域参入が育っていくような環境を作っていくことが必要じゃないかと思えますけどね。

議 長 ありがとうございます。それでは、採決いたします。
議案第4号、農業委員会による令和5年度最適化活動の目標の設定及び最適化活動の推進等について、これを決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員でございますので、議案第4号は下松市農業委員会として決定し、公表することいたします。

次、事務局をお願いします。

事務局

議案書の25ページに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届け出が1件ございました。

議案書の26ページに、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届け出が2件ございました。

議案書の27ページに、報告第3号「非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)」、申請が1件ございました。

添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。

以上です。

議長

報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これで3月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和5年3月14日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

三浦 小 亨

署名委員

内山 禮介

署名委員

山岡 喜久吉